

平成 28 年度 内部環境監査の結果について(課等監査)

上越市環境マネジメントシステム(JMS)の取組状況等を確認するため、「環境推進員及び担当者が JMS の目的を理解して取り組んでいるか」「PDCA サイクルが正しく回っているか」「一般的な法令の遵守事項の徹底が図られているか」「エネルギー管理が正しく行われているか」にポイントを絞り監査を実施した。

内部環境監査は、3 年度で全ての実行部門・課等の監査を実施することとしている。今年度実施した 5 部門及び 35 課等・施設の監査結果の概要については以下のとおりである。

1 実施期間

基本監査 平成 28 年 11 月 1 日(火)～12 月 6 日(火)

確認監査 平成 29 年 1 月 4 日(水)～1 月 13 日(金)

2 監査結果

基本監査 課等監査

重大な不適合 5 課、軽微な不適合 12 課等、観察 19 課等、助言 13 課等

重大及び軽微な不適合の指摘がある課等は、35 課等中 13 課等

確認監査 課等監査

概ね是正処置報告書どおりに対応されていたが、一部の課等で今後の対応策について記載されていたが、是正状況を確認できない項目があった。

確認できなかった項目については、1 月中に是正内容を証明する書類の提出を求め、是正を確認した。

評価基準

重大な不適合

- ・システムが構築・運用できていない(環境推進員への報告及び決裁が行われていない)
- ・前回監査の指摘事項に対し、適切な是正処置が講じられていない。
- ・法的要求事項登録票への登録及び進捗管理が行われていない

軽微な不適合

- ・法的要求事項の登録漏れ(法令を遵守しているが、法的要求事項の未登録や錯誤)
- ・法的要求事項の手順書の不備
- ・文書管理等の不備(環境推進員の確認(決裁)漏れ、作成文書の不足)
- ・自主基準値の未設定

観察

- ・文書管理等の不備(項番ごとに最新の状態がわかるよう綴る方法の徹底不足)
- ・日常研修及び教育訓練の実施時期の検討
- ・実情に合わせた手順書の見直し

助言

- ・環境方針や JMS 環境改善活動の三つのテーマの未揭示
- ・自主基準値設定根拠の明確化
- ・手順書内容の改善

基本監査

	部門名	課等名	全体 評価	重大な 不適合	軽微な 不適合	観 察	助 言
1	総務管理部門	広報対話課	適合	-	-	-	-
2	総務管理部門	人事課	適合	-	-	-	-
3	総務管理部門	監査委員事務局	適合	-	-	○	-
4	企画政策部門	企画政策課	適合	-	-	○	-
5	企画政策部門	上越市創造行政研究所	適合	-	-	-	○
6	財務部門	財政課	適合	-	-	-	-
7	財務部門	会計課	適合	-	-	○	○
8	自治・市民環境部門	安塚区総合事務所	不適合	-	○	○	○
9	自治・市民環境部門	大島区総合事務所	不適合	○	○	○	○
10	自治・市民環境部門	柿崎区総合事務所	適合	-	-	-	-
11	自治・市民環境部門	大潟区総合事務所	不適合	○	○	○	○
12	自治・市民環境部門	頸城区総合事務所	不適合	-	○	-	-
13	自治・市民環境部門	吉川区総合事務所	不適合	○	○	○	○
14	自治・市民環境部門	中郷区総合事務所	適合	-	-	○	-
15	自治・市民環境部門	板倉区総合事務所	適合	-	-	○	-
16	自治・市民環境部門	三和区総合事務所	適合	-	-	○	○
17	自治・市民環境部門	生活環境課	不適合	-	○	○	○
18	健康福祉部門	高齢者支援課	適合	-	-	-	-
19	健康福祉部門	健康づくり推進課	適合	-	-	-	-
20	健康福祉部門	国保年金課	不適合	-	○	○	○
21	健康福祉部門	こども課	適合	-	-	-	○
22	健康福祉部門	福祉交流プラザ	適合	-	-	○	-
23	産業観光部門	産業振興課	不適合	○	○	○	-
24	産業観光部門	上越ものづくり振興センター	適合	-	-	-	-
25	産業観光部門	観光振興課	不適合	-	○	○	○
26	農林水産部門	農村振興課	不適合	○	-	-	-
27	農林水産部門	農業委員会事務局	適合	-	-	-	-
28	都市整備部門	建築住宅課	適合	-	-	○	○
29	都市整備部門	下水道建設課	適合	-	-	○	-
30	教育委員会	文化行政課	不適合	-	○	○	-
31	ガス水道局	営業保安課	適合	-	-	-	-

	部門名	課等名	全体 評価	重大な 不適合	軽微な 不適合	観 察	助 言
32	ガス水道局	建設課	適合	-	-	-	-
33	ガス水道局	東部営業所	不適合	-	○	○	-
34	ガス水道局	大潟区営業所	不適合	-	○	-	-
35	ガス水道局	中郷区営業所	適合	-	-	-	-
合計				5	12	19	13

不適合内容

【重大な不適合 5 課等】

- ・システムが構築・運用できていない。 2 課等
大島区総合事務所、大潟区総合事務所
取組内容（環境改善目標）の策定及び進捗管理について、環境推進員へ報告・決裁をしていない。
- ・法的要求事項の未登録 3 課等
大潟区総合事務所・・・新潟県生活環境の保全等に関する条例（振動）
吉川区総合事務所、産業振興課・・・改正フロソ法
- ・前回監査指摘事項への未対応 1 課等
大潟区総合事務所
【前回指摘事項】自家発電用燃料タンクについて法的要求事項の登録、手順書の作成、訓練及び教育訓練の実施等の対応をされたい。
- ・軽微な不適合項目が 4 つ以上のため重大な不適合と評価された課等 1 課等
農村振興課（手順書の未策定、法的要求事項の登録漏れなど）

【軽微な不適合 12 課等】

- ・法的要求事項の登録漏れ 3 課等
安塚区総合事務所、大潟区総合事務所、観光振興課
- ・法的要求事項の手順書の不備 6 課等
大島区総合事務所、大潟区総合事務所、吉川区総合事務所、生活環境課、産業振興課、
ガス水道局東部営業所、ガス水道局大潟区営業所
- ・自主基準値未設定 1 課等
大潟区総合事務所
- ・文書管理の不備（環境推進員の確認（決裁）漏れ、作成文書の不足）
実施計画及び取組内容策定時の環境推進員への未報告 3 課等
大島区総合事務所、国保年金課、産業振興課
実施計画及び取組結果の環境推進員の定期的な報告不足 5 課等
安塚区総合事務所、頸城区総合事務所、吉川区総合事務所、観光振興課、文化行政課
保存期間終了前の文書破棄 1 課
生活環境課

確認監査

	課等名	指摘事項	確認監査結果
1	安塚区総合事務所	<ul style="list-style-type: none"> ・登録漏れの法的要求事項を年間計画表に追加登録し、進捗状況を環境推進員へ報告し決裁を受けること。 ・法的要求事項に係る関係書類を作成し、環境推進員の決裁を受けること。 	適正に対応されていると確認した。
2	大島区総合事務所	<ul style="list-style-type: none"> ・環境改善活動の進捗状況等について環境推進員へ報告し決裁を受けること。 ・法規制遵守事項に係る手順書を作成し、環境推進員の決裁を受けること。 	監査時に是正状況を確認できなかった項目があったが、後日、書類等を確認し適正に対応されていると確認した。
3	大湊区総合事務所	<ul style="list-style-type: none"> ・前回監査の指摘事項に対して是正処置を行うこと。 ・環境改善活動の進捗状況等について環境推進員へ報告し決裁を受けること。 ・法規制遵守事項に係る手順書を作成し環境推進員の決裁を受けること。 	<p>監査時に是正状況を確認できなかった項目があったが、後日、書類等を確認し適正に対応されていると確認した。</p> <p>また、振動規制法の自主基準値は2月の測定後に設定し、環境管理事務局へ報告することとする。</p>
4	頸城区総合事務所	<ul style="list-style-type: none"> ・エネルギー消費量は、四半期ごとにグラフ機能により結果を出力し、環境推進員へ報告し決裁を受けること。 	適正に対応されていると確認した。
5	吉川区総合事務所	<ul style="list-style-type: none"> ・未登録の法的要求事項を年間計画表に追加登録し、進捗状況を環境推進員へ報告し決裁を受けること。 ・法的要求事項に係る関係書類を作成し、環境推進員の決裁を受けること。 ・エネルギー消費量は、四半期ごとにグラフ機能により結果を出力し、環境推進員へ報告し決裁を受けること。 	適正に対応されていると確認した。
6	生活環境課	<ul style="list-style-type: none"> ・文書管理を徹底すること。 ・法的要求事項に係る関係書類を作成し、環境推進員の決裁を受けること。 	適正に対応されていると確認した。

	課等名	指摘事項	確認監査結果
7	国保年金課	<ul style="list-style-type: none"> 環境改善活動は年度当初に策定し、環境推進員へ報告し決裁を受けること。 	適正に対応されていると確認した。
8	産業振興課	<ul style="list-style-type: none"> 未登録の法的要求事項を年間計画表に追加登録し、進捗状況を環境推進員へ報告し決裁を受けること。 法的要求事項に係る関係書類を作成し、環境推進員の決裁を受けること。 所管する施設について、法的要求事項の登録漏れがないか再度確認し、必要な対応を講ずること。 	適正に対応されていると確認した。
9	観光振興課	<ul style="list-style-type: none"> 法規制遵守等の進捗状況は四半期ごとに環境推進員へ報告し決裁を受けること。 登録漏れの法的要求事項を年間計画表に追加登録し、進捗状況を環境推進員へ報告し決裁を受けること。 	適正に対応されていると確認した。
10	農村振興課	<ul style="list-style-type: none"> 登録漏れの法的要求事項を年間計画表に追加登録し、進捗状況を環境推進員へ報告し決裁を受けること。 法的要求事項に係る関係書類を作成し、環境推進員の決裁を受けること。 	改正フロン法について、点検簿の整備など進捗管理を行える体制が整えられたことを確認した。今後は、点検の実施、点検簿への記入及び決裁など遺漏なく実施すること。 その他は概ね対応されていると確認した。
11	文化振興課	監視測定を伴う法規制遵守事項は実施月を定め、たうえで、環境推進員へ報告し決裁を受けること。	適正に対応されていると確認した。
12	大湊区営業所	法的要求事項に係る関係書類を作成し、環境推進員の決裁を受けること。	適正に対応されていると確認した。
13	東部営業所	法的要求事項に係る関係書類を作成し、環境推進員の決裁を受けること。	適正に対応されていると確認した。